

## 新宿区総合計画の議決に関する条例の一部を改正する条例について

令和8年1月に決定した基本構想等の策定方針に基づき、下記のとおり「新宿区総合計画の議決に関する条例」の一部を改正する。

### 記

#### 1. 改正内容

新宿区基本構想を議会の議決事項とするため「新宿区総合計画の議決に関する条例」の一部を改正し、「新宿区基本構想及び新宿区総合計画の議決に関する条例」とする。

#### 2. 改正理由

新宿区がめざすまちの姿として長期的な方向性を示す新宿区基本構想を、総合計画同様に議会の議決事項とするため。

#### 3. 改正時期

令和8年6月

※令和8年第2回定例会にて、条例案を上程

#### ※参考

地方自治法第2条第4項（改正前）

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならない。

新宿区総合計画の議決に関する条例（平成19年条例第61号）新旧対照表

改正後	現行
<p>○新宿区<u>基本構想及び新宿区総合計画</u>の議決に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、<u>新宿区基本構想及び新宿区総合計画</u>の基本的な事項につき新宿区議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件とすることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>新宿区基本構想 新宿区基本構想審議会条例（昭和60年新宿区条例第3号）第2条の規定による新宿区基本構想審議会の答申（以下「答申」という。）を受けて定める新宿区（以下「区」という。）における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想をいう。</u></p> <p>(2) <u>新宿区総合計画 答申を受けて定める区の基本計画（施策の方向性を示した行財政運営の指針をいう。）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により定める区の都市計画に関する基本的な方針を総合化したものをいう。</u></p> <p>（議会の議決）</p> <p>第3条 <u>区長は、新宿区基本構想を策定するに当たっては、議会の議決を経なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p><u>2</u> 区長は、新宿区総合計画を策定するに当たっては、その基本的な事項について、議会の議決を経なければならない。</p>	<p>○新宿区<u>総合計画</u>の議決に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、新宿区総合計画の基本的な事項につき新宿区議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件とすることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 <u>この条例において、新宿区総合計画とは、新宿区基本構想審議会条例（昭和60年新宿区条例第3号）第2条の規定による新宿区基本構想審議会の答申を受けて定める新宿区（以下「区」という。）の基本計画及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により定める区の都市計画に関する基本的な方針を総合化したものをいう。</u></p> <p>（議会の議決）</p> <p>第3条</p> <p>区長は、新宿区総合計画を策定するに当たっては、その基本的な事項について、議会の議決を経なければならない。</p>

3 区長は、新宿区総合計画を変更するに当たり、前項の議決を経た基本的な事項について変更する必要がある場合は、当該基本的な事項の変更について、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第4条 区長は、前条各項の議決を経て、新宿区基本構想又は新宿区総合計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 区長は、新宿区総合計画を変更するに当たり、前項の議決を経た基本的な事項について変更する必要がある場合は、当該基本的な事項の変更について、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第4条 区長は、前条第1項又は第2項の議決を経て、新宿区総合計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。